

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（大洗研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

機構本部の組織改正に伴う変更、放射線測定設備の運用開始に伴う変更、原子力災害対策指針の改正に伴う表現の修正、照射材料試験施設（MMF）及び第2照射材料試験施設（MMF-2）の削除、緊急時活動レベル（EAL）の判断基準の明確化等を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和4年4月1日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、大洗町、銚田市

4. 主な修正内容

(1) 機構本部の組織改正に伴う変更

本文及び「別図-1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」並びに「別図-2 (1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路」中の「安全・核セキュリティ統括部長」について、機構本部の組織改正に伴い「安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長」に変更した。

(2) 放射線測定設備の運用開始に伴う変更

「第2章 原子力災害予防対策の実施」の「第3節」について、前回の修正（令和3年3月24日付修正）で新たに追加したモニタリングポスト「3式」（P-3、P-5、P-16）が大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申請書（令和2年6月3日許可）のとおりに運用が開始されたことから、運用開始予定時期を削除した。

また、「別図-3 大洗研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別表-4 放射線測定設備」、「別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL」及び「別表-19 原災法第15条第1項に基づく通報基準及びEAL」についても同様に削除した。

(3) 原子力災害対策指針の改正に伴う表現の修正

本文及び「別図-1 (1) 大洗研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）」並びに「別図-2 (2) 大洗研究所外通報連絡系統」中の「自治体」の記載について、原子力災害対策指針の改正（令和3年7月21日）に合わせて「地方公共団体」に修正した。

(4) 照射材料試験施設 (MMF) 及び第2照射材料試験施設 (MMF-2) の削除

照射材料試験施設 (MMF) 及び第2照射材料試験施設 (MMF-2) について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の規定に基づく許可 (令和3年6月22日) に伴い、同法律施行令第41条非該当施設へ移行し、これを受けて、同法第57条第1項の規定に基づく認可 (令和3年11月10日) 及び施行 (令和4年1月1日) により、保安規定から削除されたことから、「別図-3 大洗研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図-4 原子力防災資機材の保管場所」及び「別表-1 原災法に係る対象施設」の敷地図面から当該2施設を削除した。

また、「別表-5 原子力防災資機材」の排気筒モニタリング設備の数量を2台削除するとともに、「別表-5(1) 排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」に記載される当該2施設の排気筒数、モニタ数、届出数及び届出モニタの種類について削除した。

(5) 大洗研究所の敷地図面に縮尺を追加

「別図-3 大洗研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図-4 原子力防災資機材の保管場所」、「別図-5 緊急時対策所 (現地対策本部) 及び現場指揮所」及び「別表-1 原災法に係る対象施設」の敷地図面に縮尺を追加した。

(6) 緊急時活動レベル (EAL) の判断基準の明確化

「別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL」及び「別表-19 原災法第15条第1項に基づく通報基準及びEAL」について、SE01及びGE01に該当する判断基準を追記し明確化を図った。

(7) 関係機関の組織名称の変更

「別図-2(2) 大洗研究所外通報連絡系統」について、消防庁の通報連絡先を「応急対策室」から「特殊災害室」に修正 (令和3年11月1日) した。

(8) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

以上

大洗研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(4)、(5)

第2章 原子力災害予防対策の実施

大洗研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)、(3)、(4)、(6)、(7)

第4章 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正の内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)